**運営指導における主な指導事項等**

**【指導事項】(改善報告書の提出を求めるもの)** 　　　　　　　　　　　（R7.5版）

|  |
| --- |
| **なし** |

**【注意事項】(改善報告書の提出を求めないもの)**

|  |
| --- |
| **＜告示＞**  **通所リハビリテーションの提供について**  〇　医師が利用者に対して３月以上の通所リハビリテーションの継続利用が必  要と判断する場合には、リハビリテーション計画書に具体的な終了目安となる  時期等を明確に記載し、本人・家族に説明すること。  **リハビリテーションマネジメント加算**  〇　居宅訪問時、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスの従業者又は  家族に対し助言を行ったことを明確に記録すること。  **サービス提供体制強化加算**  ○　算定に際し、継続して加算要件を充足していることが明らかとなるよう、福祉事務所が示す様式に基づき、毎年度必要な計算書を作成すること。 |

**施行条例：介護保険法施行条例**

**基準省令：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準**

**告示：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準**